

たまがわ・みらいパーク施設利用のしおり

(2020年9月)

立川市/たまがわ・みらいパーク企画運営委員会

1 団体登録（毎年継続申請）して利用申請書を提出してください。

- *施設利用申請は空いている日時を確認し、お申し込みください。
- *申請は、B棟たまがわ・みらいパーク企画運営委員会事務局で受け付けます。

【利用できる施設】

B棟 1階：フリー談話室、多目的スペース、メイキングルーム、ものづくりルーム
B棟 2階：子育てひろば、レインボーホール、ドレミホール
A棟 2階：たまみらギャラリー

【利用できる時間】

午前9時30分から午後9時30分まで 令和2年9月時点夜間利用休止中です。

- ① 9:30～11:30
- ② 13:30～16:30
- ③ 17:00～21:30(夜間利用休止中です)

【施設の利用回数およびブロック】

- ・週3日を最大とします。
- ・週5ブロックまでとします（1ブロックは午前・午後・夜間の各1ブロック）
- ・1ブロックは4時間までとします。

※夜間（午後5時00分から午後9時30分）の利用は、A棟たちかわ創造舎管理人室にて対応いたします。

※利用時間には、準備及び片付けの時間も含まれます。利用時間は厳守してください。

【利用できる活動】

立川市に在住在勤または在学する方の活動で、原則として「子どもたちを中心にさまざまな人が集い、楽しみ、学びあう場」というたまがわ・みらいパーク施設活用の基本コンセプトに添った活動。営利・政治・宗教活動は利用できません。

※団体とは3人以上で活動する方々で会員団体と一般団体があり、毎年団体登録（継続）を行う。

※立川市及び企画運営委員会が適当と認めないときは、お断りすることもあります。

【申し込み受付の開始】

①会員団体（☆注1）

立川市の子どもや地域の人を対象とし、広く一般に参加可能なプログラムを実施する団体及び、地域の子ども会、自治会、老人会等が実施する施設利用に関しては、利用する日の3か月前の1日から申込み受付。

②一般団体（☆注2）

施設利用のみの登録利用団体は利用する日の前月の1日から申込み受付。

※特別の事情で3か月以上前に申込みをする場合は、企画運営委員会に「企画書」を提出し、検討の結果、承認が得られた場合はこの限りではない。

※利用を希望する会場が重なった場合、日程、会場の調整をお願いする時もあります。

※団体登録の新設・更新時には「たまみら施設利用について」の利用回数、注意事項を読んで捺印して添付してください。

☆利用者名簿提出のお願い

新型コロナウイルス感染症対策で団体登録書の他に利用者全員の名簿の提出をお願いしております。万が一感染者が出た場合に保健所から連絡するために必要となります。個人情報管理は徹底致します。

2 一般開放

*当日、部屋が空いていれば一般開放（個人可）として利用できます。

*事務室で受付票に名前と電話番号、使用時間を書いてもらいます。

3 受付日、申請番号、利用申請日時、利用施設が書かれた申請確認メモを受け取ってください。

*施設利用申請時には利用申請書を記入し本人控えの申請確認メモを必ず受け取ってください。

*活動内容によっては利用の決定が後日になることや利用できない場合もあります。

*利用が承認されない場合のみ、5日以内に申請者に連絡します。

*利用権を第三者へ譲渡・転貸することはできません。

4 利用日当日の注意事項

①利用開始時と終了時、事務室へお立ち寄りください。

（夜間の利用の場合は、A棟たちかわ創造舎管理人室です。）

*利用時間には、準備及び片付けの時間が含まれています。特に終了時間は必ず守ってください。

②鍵の受け渡し

*B棟各室すべてに鍵がかかります。受付時に利用する部屋の鍵を受け取ってください。鍵貸出簿に日にち、名前、時間を記入してください。

③利用終了時には清掃・点検

*利用後には施設の清掃と点検をお願いします。

・電気掃除機と濡れシートで清掃し、使用した備品等は元の場所に戻し、現状復帰をお願いします。

・ゴミは利用者の責任で持ち帰り、生ゴミを洗面所等に流さないでください。下水管が詰まります。

・使用したトイレ等も点検し、汚した場合は清掃をお願いします。

・エアコン停止、ガスの元栓締め、各器具のコードをコンセントから抜く、水道の止栓、消灯、施錠の点検をしてください。

*利用後は、「たまがわ・みらいパーク施設利用報告書」に必要事項を書き込み、チェック事項の確認を行い、鍵と共の事務室（夜間の場合は、A棟たちかわ創造舎管理人室）に提出してください。

④子育てひろばは土足厳禁と小学生以上の子ども入室禁止です。

入口で靴を脱いで入室してください。東側の入口には、靴箱がありますので、ご利用ください。

・飲酒は厳禁です。

⑤節電

立川市は15%の節電対策を行っています。不要な電気は使用しない等、節電にご協力ください。

5 駐車等の対応（たちかわ創造舎の管轄になります）

- *原則として、車での来場はできません。
- *ただし、活動に要する物品運搬及び身体上の事由等により、特別に駐車を希望する場合は、その旨を申し出ると、1利用団体に付き2台分まで駐車許可証を発行することができます。「許可証」の提示（フロントガラス内側に提示）のない車は、駐車料金（たちかわ創造舎管理）がかかります。
- *北門入館時間は8時45分です、「許可証」の発行は、使用時に事務室にお申し出ください。
- *あらかじめ指定された場所以外は駐車禁止です。
- *駐車場でのトラブルが起きないように各団体が責任を持ってルールを守り対応してください。
- *自転車は決められたスペースへ止めてください、盗難等の事故は運営委員会では責任いたしません。

6 その他

- *みらいパーク内は全域禁酒禁煙です。（西門、北門の歩道も含みます）
- *喫煙場所は駐車場のA棟よりにあります。
- *酒帯での入館はお断りします。
- *利用に際して建物、備品、樹木等に損傷を与えたときは、立川市およびたまがわ・みらいパーク企画運営委員会の指示に従い、賠償していただきます。
- *普段使っていない蛇口もありますので、飲み水はご持参ください。
- *ご利用予定でない部屋には、勝手に立ち入らないでください。
- *子どもたちが利用する施設です。安全確保を何よりご配慮ください。
- *大量の水や電気・ガスなどを使用する活動については、あらかじめ申し出てください。
- *B棟は、土足で入れます。入り口のマットで汚れを落としてください。
- ※利用上の注意事項を守れない場合は、以後の施設使用をお断りします。

☆ 注1：会員団体（正会員）とは

- たまがわ・みらいパーク企画運営委員会の施設全体の運営に協力し、有効活用を図るために活動やみらいパークまつりに参加、協力、施設的环境整備、清掃活動に協力する団体。
- 年会費1000円を納め、総会、会議に出席することができる。総会で正会員として議決権がある。
- 3か月前の1日から申込みが可能である。（例：9月分を利用する場合は、6月1日から）
- 施設を利用する団体のプログラムの実施に支障がある等の場合は、日程、会場等の調整をお願いする場合もある。
- 3か月以上前に、会場使用の申込みをする事態が生じた場合は、たまがわ・みらいパーク企画運営委員会にプログラム企画書を提出する。検討結果を会員団体に連絡します。

☆ 注2：一般団体（賛助会員）とは

- たまみらの目的に賛同して活動を支援してくれる団体（通常の利用にあたっては、別紙の施設利用のしよりのルールを守り活動する）年会費として1000円を納めていただきます。
- 申込みは、前月の1日から可能とする。（例：9月1日を利用する場合は、8月1日から）

- みらいパークまつりに団体として参加を希望する場合は企画書をたまたがわみらいパーク企画運営委員会に提出する。
- 施設を利用する団体のプログラムの実施に支障がある等の場合は、日程、会場等の調整をお願いする場合もある。